

2020年3月

お客さま各位

佐野信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設について

当金庫では、「一定の期間、預金者による所定のご利用がない口座」を「未利用口座」と認定し、該当する口座に対しては、預金者ご本人さまが恒常的にお使いいただくこと及び未利用口座となった場合に盗難・紛失・不正譲渡等により不正に利用されることを防止することを目的として、「未利用口座管理手数料」を徴収させていただき、口座残高が同手数料額に満たなくなった場合に自動解約をさせていただきますことについて、下記の通り取扱いを新設いたします。

口座管理に係る最低限のコストをご負担いただくことにより、口座をご利用いただいているお客さまへのサービスの維持・向上と万全なマネーローンダリング・テロ資金供与対策に取り組んでまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料について

◇ 次の条件に該当する口座が対象となります。

- ・ 2020年4月1日以降に開設された普通預金口座（総合口座含む）※。
※ 盗難・紛失などにより利用が停止されている口座も対象とし、決済専用口座は除きます。
- ・ 最後のお取引から2年以上、1度も預入れ・払戻しがないこと※。
※ お利息の元本組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しを除きます。
- ・ 該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
- ・ 当金庫と定期性預金、国債、投資信託等のお取引がないこと。
- ・ 当金庫でお借り入れがないこと

◇ 上記に該当した場合、一定期間（約2カ月）以内にお取引がない場合に引落しさせていただきます。

◇ 未利用口座管理手数料は、年額1,320円（税込）です。

2. 未利用口座の自動解約について

上記手数料引落し時に、口座残高が手数料額未満の場合は当該口座を自動的に解約させていただきます。なお、未利用口座管理手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用は応じかねますのでご了承ください。

3. 対象となる主な預金等規定

2020年4月1日に改定予定の、「普通預金規定」「定期性総合口座取引規定」が対象となります。

概要をご確認いただく場合は以下を、詳細をご確認いただく場合は上記「規定名」をクリックしてご確認ください。

(1) 普通預金規定の改定

普通預金規定について、以下の条項を新設します。

定期性総合口座取引規定についても、同様の改定を行います（条項19）。

15（未利用口座管理手数料の取扱い）

- (1) 未利用口座管理手数料は、当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この預金は、当金庫が別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
- (3) この預金が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、何らの通知をすることなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

附則1. 前記15.の規定については2020年4月1日以降に開設された口座に適用されるものとします。その他の規定については、口座開設日に関わらず、すべての口座に適用されるものとします。

(2) 定期性総合口座取引規定の改定

解約等の条文に下線の項を追加いたします。

14（解約等）

- (1) ～ (2) (略)
- (3) 普通預金規定にもとづき普通預金取引が停止または解約された場合は当金庫は貸越を中止するものとします。

ご不明な点は、お取引店までお問合せください。

以 上